

対象建築物	主な構造		特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。 (1) 木造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階階数が 2 以上のもの又は床面積の合計が 50 m ² を超えるもの (2) 木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階階数が 2 以上のもの又は床面積の合計が 50 m ² を超えるもの (3) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。）	基礎工事	1. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（階数 2 以下の建築物を除く）	基礎（基礎ぐいを除く）に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
		2. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造		
	建方工事	ア. 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法については、耐力壁の設置工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
		イ. 鉄骨造	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
		ウ. 鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版の取付工事の工程	2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程		

備考 複数の異なる構造を併用する建築物で、上表アからエまでの 2 以上の工事の工程を含むものについては、アの工事の工程が含まれるものはアの工程を、それ以外のものはいずれかが早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

適用除外：・建築基準法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

- ・法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

高砂市（平成 25 年 4 月 1 日から）

対象建築物	構造	特定工程	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のもの (1) 木造の一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が 2 以上のもの又は床面積が 50 m ² を超えるもの (2) 木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が 2 以上のもの又は床面積が 50 m ² を超えるもの (3) 法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上のものに限る。）	(1) 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事は又は内装工事
	(2) 鉄骨造	1 階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
	(3) 鉄筋コンクリート造	2 階のはり及び床の配筋工事。(当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版の取付工事)	2 階のはり及び床のコンクリート打込み工事。(当該工事を現場で行わないものは 2 階の柱又は壁を取付工事)
	(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	1 階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
	(5) (1) から (4) 以外の構造	基礎に配筋工事	基礎のコンクリート打込み工事

備考 複数の異なる構造を併用する建築物で、(1) から (5) までの 2 以上の工程を含むものにあつては、(1) の工程が含まれるものは (1) の工程を、それ以外のものはいずれかが早期に終了する特定工程とする。

適用除外：・建築基準法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

- ・法第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書（同法第 6 条第 3 項に規定する「建設住宅性能評価書」に限る。）の交付を受ける建築物